**第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画に基づく施策の実施状況等【概要版】**

資料 3-1

|  |  |
| --- | --- |
| **目標・実施計画等** | **具体的な取組み・実施状況等(令和３年度)** |
| **基本目標１：就業支援** | |
| **【就業機会創出のための支援】** | |
| **①民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ　重点（P.13）**  ・さまざまな機会、媒体を活用してひとり親家庭の親の雇用に関する事業主等への協力の要請を行い、企業開拓を推進します。また、一般市において、特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施を働きかける。  （以下、就業機会創出のための支援①から④のいずれかの取り組みの実施  令和元年度：14市→　令和６年度：26市町） | ・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進等に取り組むため、厚生労働省が、平成25年度にキャリアアップ助成金を創設。その後雇用情勢を鑑み、現在まで制度の拡充等制度改変を行っており、正社員化コースにおいては、ひとり親家庭の親等に対し取り組みを行った事業主への支給額の加算を行っている。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | **■大阪府（大阪労働局管内）におけるキャリアアップ助成金正社員化コース、ひとり親家庭の親等に対する取組事業主へ支給額加算件数** | | | | |  | **令和２年度** | **令和３年度** |  | | 加算件数 | 249件 | 183件 |  |   ・国のひとり親家庭の親等の就業促進に関する動向を踏まえ、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取り組みを通じて、事業主に対し、ひとり親家庭の親の雇用の働きかけを行った。 |
| **②ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進　重点（P.13～P.14）**  ・ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者の雇用促進に努める。 | ・「行政の福祉化推進プロジェクト」を受けて具体化した総合評価入札制度や指定管理者制度を実施し、ひとり親家庭の親の常用雇用の促進に努めた。  ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度に  延期。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **■総合評価入札制度の状況** | | | |  | **令和２年度** | **令和３年度** | | 箇所数 | 0箇所（※） | 15箇所 | |
| **③母子・父子福祉団体等への業務発注の推進　重点（P.15）**  ・母子・父子福祉団体等への物品や役務の調達など業務の発注を推進する。 | ・ひとり親家庭の親の就業の促進につながるよう、母子・父子福祉団体等に対し委託業務などを発注した。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **■大阪府（政令市・中核市を除く）における母子・父子福祉団体等からの調達実績** | | | |  | **令和２年度** | **令和３年度** | | 売店・自動販売機等の設置 | ４市 | 5市 | | ひとり親家庭支援事業の委託 | 3市 | 3市 | |
| **④公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用を通じた正規雇用へのステップアップ　重点（P.15）**  ・大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援については、就業・自立支援センター事業において、きめ細かなフォローアップに努める。また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかける。 | ・母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、府の非常勤職員等の就労斡旋を行い、ひとり親家庭の親の雇用を推進した。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **■府の非常勤職員へのひとり親家庭の親の雇用の状況** | | | |  | **令和２年度** | **令和３年度** | | 雇用人数 | 12名 | 10名 | |
| **⑤ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設　重点（P.16）**  ・ひとり親家庭の親の雇用拡大につながるよう、特に優れた取組をする事業主を表彰する。 | ・ひとり親家庭の親の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業（団体）を表彰する制度を新設し、表彰を実施した。   |  |  | | --- | --- | | **■大阪子育てハートフル企業顕彰制度の受賞企業数** | | |  | **令和３年度** | | 表彰区分（１） | 1団体 | | 表彰区分（２） | １団体 | |
| **⑥ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進　重点（P.16）**  ・ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組の一環として、ひとり親家庭の親の職場環境整備等支援組織を認定する。 | ・府立母子・父子福祉センターの指定管理者である社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が、母子家庭等就業・自立センター事業として、ひとり親家庭の親の事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等に資するため、事業主と、その雇用されるひとり親家庭の親との間において支援を行った。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **目標・実施計画等** | | **具体的な取組み・実施状況等(令和３年度)** | |
| **基本目標２：子育てをはじめとした生活面への支援** | | |
| **⑩子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への生活支援　重点（P.24）**  ・子ども輝く未来基金を活用し、ひとり親家庭の子どもの体験活動や生活支援などを実施する。 | ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の小学６年生を対象に、自転車や電子辞書等の物品を支給した。  ※令和２年度については、自転車購入補助事業を実施   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **■子どもの生活支援に関する事業（自転車・電子辞書等の支給）の実施状況** | | | |  | **令和2年度** | **令和3年度** | | 支給件数 | 388件 | 987件 | | |
| **基本目標３：養育費の確保・面会交流支援** | | |
| **①面会交流に向けた支援　重点（P.24）**  ・子どもの利益を最優先とする面会交流の実施促進に向けた取組を推進する。 | ・面会交流のスムーズな実施につながるよう、適切な助言や情報提供等の支援を行う相談体制の整備を進めている。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | **■母子家庭等就業・自立支援センター事業における面会交流に係る相談状況　　※政令・中核市除く** | | | | |  | **令和２年度** | **令和３年度** | | 相談件数 | 10件 | 69件 |   ＜参考＞　令和４年度新規事業　「**面会交流支援事業**」（令和４年9月より実施）  ・概ね15歳未満である子どもとの面会交流を希望する別居親が子どもと定期的、継続的に交流することを支援  対象：府内（指定都市・中核市を除く）在住で、概ね15歳未満である子どもとの面会交流を希望する別居親又は同居親（要件あり）  内容：子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと定期的、継続的に交流することを支援  　　　　　　※支援対象者として決定した場合、以下費用について無料で支援（最長１年間）  　　　　　　　（１）事前面談：5,500円／回  　　　　　　　（２）見守り型の面会交流支援：月１回２時間以内10,000円  　　　　　　　（３）受渡し型の面会交流支援：月１回8,000円 | |
| **②養育費確保に向けた取組の推進　重点（P.24～P.25）**  ・ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の支払いが当たり前の社会となるよう機運を醸成するとともに、養育費確保に向けた取組を推進する。  （令和元年度調査による「養育費の取り決めをしている」母子世帯48.６%、  「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯21.8%の向上を図る） | ・当事者に対する養育費の取り決めを促すとともに、養育費の履行確保等支援事業（郡部(８町１村)の児童扶養手当受給者（同様の所得水津を含む）を対象とした、公正証書等作成費用及び養育費保証契約における保証料の支援）を開始した。   |  |  | | --- | --- | | **■大阪府養育費の履行確保等支援事業の実施状況** | | |  | **令和３年度** | | 支給件数 | ０件 | | |
| **③養育費相談支援センター事業等との連携（P.25）**  ・国の養育費相談支援センター等との連携や情報提供体制を充実するなど、母子・父子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図り、養育費の受給率向上に努める。 | ・ひとり親家庭の親等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、国の養育費相談支援センターや市町村等と連携を図りつつ、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備を行い、養育費の受給率の向上等を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費相談を実施した。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | **■母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況　　※政令・中核市除く** | | | | |  | **令和２年度** | **令和３年度** | | 相談件数 | 83件 | 46件 | | |
| **基本目標５：相談機能の充実** | | | |
| **②府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実　重点（P.30）**  ・ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定、向上のための相談支援を行い、府内の中核的な拠点施設としての役割を果たす。  （令和元年度調査による「相談先がない」母子世帯7.73%、父子世帯21.6%の低減を図る） | | ・大阪府母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の親等を対象に、電話や面接による相談（ピアカウンセリング）を実施した。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | **■大阪府母子・父子福祉センターによる相談の状況　　※政令・中核市除く** | | | | |  | | **令和2年度** | **令和3年度** | | 相談件数 | | 1,563件 | 2,979件 | | うち  主な内容 | 制度・施策 | 54件 | 1,185件 | | 労働・就労 | 478件 | 705件 | | 離婚前・後の法律 | 149件 | 259件 | | |